２．中間検査申請について

２－１　中間検査の申請時期

建築主は、特定工程に係る工事終了後４日以内までに、建築主事又は指定確認検査機関に中間検査の申請を行わなければならないことが建築基準法に規定されています。中間検査を受け、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできません。

（１）特定工程

（太田市告示第２９３号の２、３本文）

指定する特定工程

（１）２（１）の建築物

屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（注１）（枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事（注２））

（２）２（２）の建築物

１階の建て方工事

注１　全ての軸組について接合金物による緊結が完了した工程

注２　小屋組を完了した工程

① 同一敷地に２以上の対象建築物が存在する場合は、対象建築物毎に特定工程を適用します。（敷地単位でなく棟単位で中間検査を行います。）

② １つの建築物で工事を工区に分割する場合は、最初に特定工程に達する工区の範囲のみ中間検査を行います。

③ １つの建築物が、１階が鉄筋コンクリート造で２及び３階が鉄骨造の場合、鉄骨造１層目（２階部分）の建て方工事が特定工程となります。

④ 鉄骨造では、１層目の建て方が完了すれば特定工程（１階の建て方工事）に達したこととなります。

⑤ 対象建築物でない建築物が、特定工程前の計画変更により対象建築物の規模に達した場合は中間検査が必要になります。

⑥ 対象建築物でない建築物が、特定工程後の計画変更により対象建築物の規模に達しても中間検査は不要です。特定工程は１つの建築物で１回だけ定義され、その特定工程に達した時点で対象建築物でなければ中間検査は不要となります。

⑦ ⑥と同様の理由により、対象建築物である建築物が、特定工程後の計画変更により規模を増やしても、再度の中間検査は不要です。

２－２　中間検査申請書類の作成

（１）提出書類一覧

	提出書類一覧	備考欄
①	中間検査申請書 （建築基準法施行規則 第２６号様式）	中間検査申請書は第一面から第四面まであります。第四面を添付しなくても良い場合もありますので、詳細については次の項の「２－２（２）工事監理状況報告書 ①」をご覧ください。
②	中間検査手数料 算定シート （様式）Ｐ１８	様式中の中間検査対象部分の図面記入欄には、中間検査対象となる部分を示した簡易な図を描くか、または検査対象部分を示した平面図等を別途添付してください。（※木造の建売住宅の場合は不要）
③	（中間検査用） 工事監理状況報告書 （様式）Ｐ１９～Ｐ２６	報告者は工事監理者等（注）です。 建築基準法第１２条第５項による報告書になります。 中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、ＲＣ造があります。
④	(壁量計算書)	木造軸組工法の場合は、建築基準法施行令第４６条第４項に基づいた計算書を添付してください。 木造枠組壁工法の場合は、国土交通省告示第１５４０号に基づいた計算書を添付してください。
⑤	(鉄骨工事施工結果報告書) （様式）Ｐ２７	報告者は工事施工者です。 建築基準法第１２条第５項による報告書になります。 鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。また、中間検査対象のものは完了検査時にも添付してください。

（注）「工事監理者等」とは、工事監理者又は工事施工者等（建築士法第３条から第３条の３までの規程に含まれない場合）を言う。

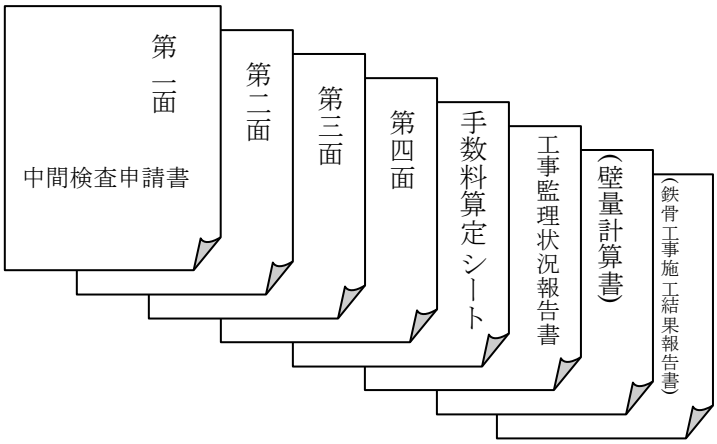

（２）工事監理状況報告書

工事監理状況報告書は、建築基準法第１２条第５項による報告書で、報告者は**工事監理者等**になります。中間検査用として木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、ＲＣ造があります。中間検査申請時に、工事監理状況報告書は必ず添付してください。その他概要を以下に示します。

①一般事項

1) 工事監理状況報告書は、中間検査申請書第四面に代わる報告書となりますので、基本的に第四面については提出しなくてもかまいませんが、混構造で木造、鉄骨造、ＲＣ造以外の構造部分がある場合には、その構造部分の工事監理の状況は第四面に記載して提出してください。

2) 混構造の場合は、該当する構造の工事監理状況報告書を組み合わせて使用してください。例として、混構造で木造部分が中間検査対象規模で、鉄骨造が対象規模でない場合でも、工事監理状況報告書は木造と鉄骨造の両方を提出してください。

3) 混構造でＲＣ造部分がある場合には、ＲＣ造の工事監理状況報告書も提出してください。

4) 混構造の建築物で、複数の工事監理状況報告書を提出する場合、工事監理状況報告書の確認事項で重複する項目（例：１．確認表示板、２．敷地の衛生及び安全・・・等）があるので、その項目は提出する工事監理状況報告書の内、１つに記載してあれば、その他には記載しなくてもかまいません。

②工事監理状況報告書の様式

（中間検査用）工事監理状況報告書・木造軸組工法（様式）・・・・・・・・・・Ｐ２０
（中間検査用）工事監理状況報告書・木造枠組壁工法（様式）・・・・・・・・・Ｐ２２
（中間検査用）工事監理状況報告書・鉄骨造（様式）・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４
（中間検査用）工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造（様式）・・・・・・Ｐ２６

（３）鉄骨工事施工結果報告書

鉄骨工事施工結果報告書は、建築基準法第１２条第５項による報告書で、報告者は**工事施工者**になります。鉄骨造部分が中間検査対象規模となる場合に提出してください。

なお、中間検査対象の場合のみ完了検査時にも同様に提出してください。

※　鉄骨工事施工結果報告書（様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３４

（４）工事監理者の届出

確認申請時に、工事監理者が未定の場合は、工事着手以前に「工事監理者決定の届出書」により届出をしてください。

（５）中間検査手数料の算定

中間検査の対象となる床面積（㎡）の合計	30㎡まで	30㎡を超え100㎡まで	100㎡を超え200㎡まで	200㎡を超え500㎡まで	500㎡を超え1,000㎡まで	1,000㎡を超え2,000㎡まで	2,000㎡を超え10,000㎡まで	10,000㎡を超え50,000㎡まで	50,000㎡を超えるもの
手数料（円）	14,000	15,000	20,000	25,000	39,000	51,000	113,000	176,000	362,000

① 混構造を除く、木造単独の建築物については、屋根工事完了段階で検査を行うので、延べ面積が中間検査手数料対象の床面積となります。**（中間検査手数料対象床面積の算定例1を参照）**

② 木造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。**（中間検査手数料対象床面積の算定例2、4を参照）**

③ 混構造を除く、鉄骨造単独の建築物については、特定工程に達した時点で、建て方で組みあがっている部分の鉄骨造の1階の床面積（Ａ㎡）と、鉄骨造の1階のはり等の鉄骨造の2階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっている部分の床面積（Ｂ㎡）の合計（Ａ＋Ｂ㎡）を対象面積とします。**（中間検査手数料対象床面積の算定例６を参照）**

④ 鉄骨造部分の下部構造に、RC造等の異種構造がある場合には、下部構造部分の床面積も中間検査手数料の対象になります。**（中間検査手数料対象床面積の算定例８を参照）**

⑤ 鉄骨造の場合、上階の建て方は「特定工程後の工程」に該当していなければ継続して施工可能です。中間検査では、検査時点での適法性を判定することになりますので、検査対象は接合部が完了している部分までとなります（仮組部分は対象外）。ただし手数料は、上記③のとおり、鉄骨造の3層目以上については、中間検査申請時に完了していても、手数料の対象面積には算入されません。**（中間検査手数料対象床面積の算定例６，８を参照）**

⑥ その他、次頁以降の中間検査手数料対象床面積の算定例を参照してください。

※次頁以降に具体例を示して説明します。

【主要構造部の全部又は一部が**木造**（丸太組構法を除く。）の建売一戸建て専用住宅で新築のもの】に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
1	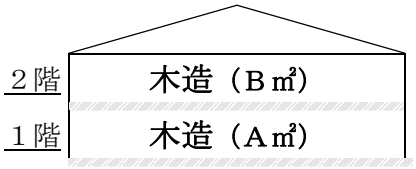	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ）㎡
2	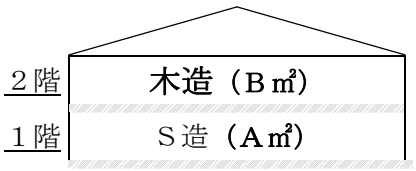	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ）㎡ 【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、１階（下部構造）も完了しているので、木造以外の１階の床面積も中間検査手数料対象となります。
3	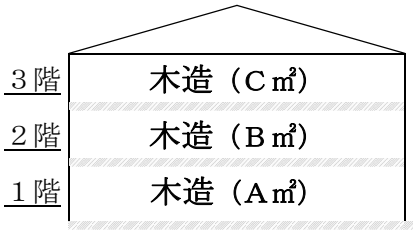	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ＋Ｃ）㎡
4	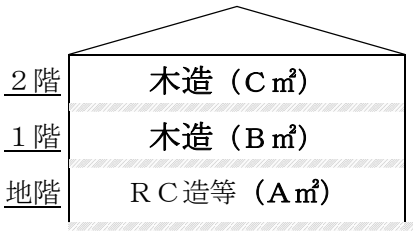	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ＋Ｃ）㎡ 【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、地階（下部構造）も完了しているので、地階の床面積も中間検査手数料対象となります。
5	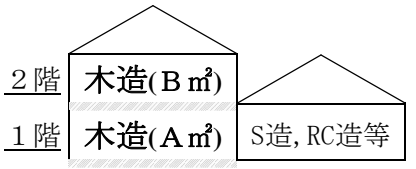	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ）㎡ 【解説】木造部分が特定工程に達した時点で、Ｓ造、ＲＣ造等の部分は完了しているか、していないかにかかわらず、木造部分の下部構造とはならないので、中間検査手数料の対象外になります。

【主要構造部の全部又は一部が**鉄骨造**の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積（主として鉄骨造の構造部分に限る。）が５００㎡以上で、かつ、地階を除く階数が３階以上のもの】**に該当する場合の中間検査手数料対象床面積の算定例**

例	構造条件	中間検査手数料対象床面積
6	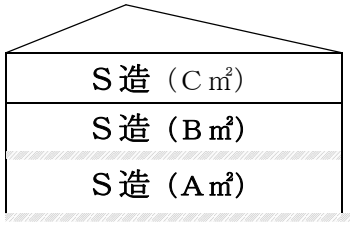 A+B+C≧５００(㎡)	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ）㎡ 【解説】特定工程の１階の建て方工事が終了時点で、２階の床を支える構造の主要な箇所が組みあがっているので、２階も対象になります。３階は、組み上がっていても手数料上は対象外。
7	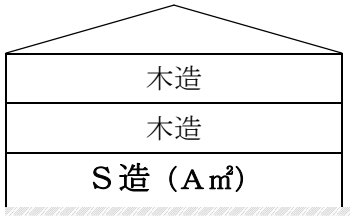 Ａ≧５００(㎡)	※　　手数料対象部分を示す Ａ㎡ 【解説】特定工程の１階の建て方工事が終了時点で、２階の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっていますが、２階は木造なので１階の鉄骨造部分の床面積が手数料対象になります。
8	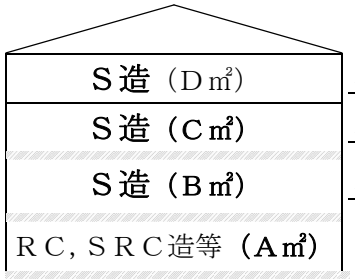 Ｓ造３層目 Ｓ造２層目（手数料対象） Ｓ造１層目（手数料対象） （手数料対象） Ｂ＋Ｃ＋Ｄ≧５００(㎡)	※　　手数料対象部分を示す （Ａ＋Ｂ＋Ｃ）㎡ 【解説】特定工程の１層目の建て方工事が終了時点で、鉄骨造の１層目のはり等の鉄骨造の２層目の床を支える構造の主要な箇所は組みあがっているので、鉄骨造の２層目の床面積も中間検査手数料の対象となります。また１階（下部構造）も完了しているので、鉄骨造以外の１階の床面積も中間検査手数料の対象となります。

２－３　特定工程後の工程

「２－１　中間検査の申請時期」で、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程の施工はできないことを示しましたが、ここでは特定工程後の工程について概要を示します。

（太田市告示第２９３号の２、４本文）
（１）２（１）の建築物
　　壁の内装工事及び外装工事（注１）
（２）２（２）の建築物
　　耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠蔽する工事（注２）

注１　在来軸組工法の場合は、床、壁、天井を施工して軸組の接合金物を覆う工程が該当し、枠組壁工法の場合は、屋外側の壁や天井を施工して枠組みを覆う工程が該当します。

注２　鉄骨の柱・梁等の軸材相互の溶接又はボルト等の接合部分を覆う工程が該当します。例として、２階の床版の取付け工事で接合部を隠蔽するものは「特定工程後の工程」となります。ただし、床版の取付け工事でも接合部が隠蔽されないものは、「特定工程後の工程」には該当せず、継続して施工できるものとします。

①　接合部等が隠蔽されなければ工事を進めることができます。

②　木造住宅の場合は、断熱材工事等は、検査対象となる軸組部が隠蔽されなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。

③　鉄骨造の場合、上階の建て方工事については、接合部が隠蔽されなければ、「特定工程後の工程」ではないので継続して施工できます。